

陳情第136号	受理年月日	平成28年1月7日
付託委員会	教育水道委員会	
陳情者	大阪府東大阪市六万寺町三丁目12-33 軽度外傷性脳損傷仲間の会 代表 藤本 久美子 (署名4名)	
件名	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうへの対応に関する意見書の提出について	
要旨	<p>軽度の外傷性脳損傷である脳しんとうは、通常生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性がある。誰もが転倒や自動車事故などにより受傷する場合があります、特にサッカーやボクシングなどの衝撃を受けるスポーツの場合は、そのリスクが高くなる。</p> <p>2007年の世界保健機関の報告では、世界で年間1,000万人の外傷性脳損傷患者が発生し、2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告している。</p> <p>損傷による主な症状は、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、目まい、頭痛、吐き気、光や騒音に対する過敏性、バランス障害など複雑かつ多様であり、症状がすぐにあらわれることもあれば、数カ月間後に発症することもある。特に、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身まひなどの多発性脳神経まひ、神経因性ぼうこうなどを発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくない。</p> <p>脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなり、死に至る場合もあるため、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきである。</p> <p>文部科学省や社団法人日本脳神経外科学会から学校における体育活動中の事故防止やスポーツによる脳損傷の予防に関する提言などがなされているが、教育現場や家庭では、正確な認識と理解が進んでおらず、対応も後手に回ってしまうため再就学・再就職のタイミングを失い、生活全般への不安、不便、孤独を感じ、うつ状態に陥る人も多い。特に罹患</p>	

(続 く)

年齢が低い場合、発達障害とみなされて見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかとなっているのが現状である。また、重篤な事案となった場合には、初動調査の遅れにより事案の経緯が明確にならず、介護、医療、補償問題もが後手に回り、家庭崩壊へと陥っている家族も多い。

については、国・政府等関係機関に対し、次のとおり意見書を提出していただきたい。

記

1 各学校などの教師・保健師・スポーツコーチに、ポケットSCAT2の携帯を義務づけること及びむち打ち型損傷若しくは頭けい部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、症状を客観的かつ正確に観察して判断を下すとともに、経過観察を促すため家庭・家族への報告を義務づけること。

2 幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。